三　アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ニ　［略］

ホ　イからニまで、トヌはチのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したＣＡＤプログラム

ヘ～チ　［略］

四・五　［略］

第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

2　外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イ～ヘ　［略］

ト　次の（一）及び（二）に該当するプログラム

（一）　航空機用ガスタービンエンジンの空気の熱的状態、空気力学的状態又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

（二）　実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、空気の熱的状態、空気力学的状態又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの

四・五　［略］

3　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）　熱遮蔽ライナーであって、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの

（二）～（四）　［略］

ロ～ヲ　［略］

三・四　［略］

4・5　［略］

第二十六条～第二十八条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ニ　［略］

ホ　イからニまでのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したＣＡＤプログラム

ヘ～チ　［略］

四・五　［略］

第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

2　外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イ～ヘ　［略］

ト　次の（一）及び（二）に該当するプログラム

（一）　航空機用ガスタービンエンジンの空熱力、航空力又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

（二）　実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、空熱力、航空力又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの

四・五　［略］

3　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）　熱遮断ライナーであって、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの

（二）～（四）　［略］

ロ～ヲ　［略］

三・四　［略］

4・5　［略］

第二十六条～第二十八条　［略］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年一月二十二日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。